

# 大分類 D－建設業

## 総 説

この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。

### ◎ 建設工事

建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。

- (1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること
- (2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること
- (3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること

### ◎ 事業所

建設業の事業所は、本店（個人経営などで本店のような事務所を持たない場合は事業主の住居）、支店又はその他の事務所で常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事務所とする。

なお、建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所に含めて一事業所とする。

### ◎ 建設業と他産業との関係

- (1) 建設材料、その他の製品を生産又は販売する事業所が、自己の生産品又は販売品を用いる建設工事（機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く）を併せ営む場合には、主な業務により製造業、卸売業又は建設業に分類される。
- (2) 金属、非金属、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するための試掘、坑道掘さく、さく井、排土作業を主として請負う事業所は「C 鉱業、採石業、砂利採取業」に分類される。
- (3) 土地、建物などの不動産の賃貸業、代理業、仲介業、管理業、建物建売業（自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所を除く）、土地分譲業（自ら労働者を雇用して、土地造成を行い、それを分譲する事業所を除く）は「K 不動産業、物品賃貸業」に分類される。
- (4) 主として建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業所は「74A 建築設計業」に、測量を行う事業所は「74B 測量業」に、試すい（錐）（鉱山用を除く）を行う事業所は「74C その他の土木建築サービス業」にそれぞれ分類される。
- (5) 国、地方公共団体等の工事事務所、土木事務所の類は、主として建設工事を自己建設（維持補修を除く）で行うもの以外は「74A 建築設計業」に分類される。
- (6) 石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業所は「749 その他の技術サービス業」に分類される。

## 中分類 06－総合工事業

### 総 説

この中分類には、主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所が分類される。

建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、建築物の改装又は軽微な増・改築工事をを行う事業所のうち塗装工事、内装工事、給排水・衛生設備工事などの個別の工事を行う事業所は「07 職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08 設備工事業」に分類される。

#### 060 管理、補助的経済活動を行う事業所（06 総合工事業）

主として総合工事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための総務、財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理、仕入・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所及び総合工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用資材置場
---	--	-------------------

#### 061 一般土木建築工事業

各種の土木施設と建築物を、いずれでも完成する能力を有する事業所をいう。

完成する能力とは、土木技術者及び建築技術者の双方を有し、かつ現実に土木工事及び建築工事の双方を施工しているか、又は最近において双方を施工した実績を有することである。

○ 一般土木建築工事業		
× 土木工事業（舗装工事業を除く）（062）	建築工事業（木造建築工事業を除く）（064）	

**062 土木工事業（舗装工事業を除く）**

一般土木建築工事業に属さないで、土木工事を行い、土木施設を完成する事業所、庭園、公園、緑地等の苑地の築造工事を行う事業所、しゅんせつ工事及びしゅんせつ工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。

ただし、舗装工事を行う事業所は「063 舗装工事業」に分類される。

<p>○ 土木工事業（舗装工事業を除く）</p> <p>河川工事業</p> <p>護岸工事業</p> <p>砂防工事業</p> <p>海岸工事業</p> <p>治山施設工事業</p> <p>ダム工事業</p> <p>貯水池建設工事業</p> <p>用水池建設工事業</p> <p>下水道工事業（下水管きよ・ポンプ施設・下水処理場など）</p> <p>道路工事業</p> <p>駐車場工事業</p> <p>宅地造成工事業</p> <p>飛行場・水上飛行場工事業</p>	<p>水路工事業</p> <p>かんがい排水施設工事業</p> <p>港湾施設工事業（防波堤、岸壁、栈橋など）</p> <p>埋立工事業</p> <p>干拓工事業</p> <p>開墾工事業</p> <p>地下鉄工事業</p> <p>地下工作物工事業</p> <p>運動競技場・競馬場・競輪場工事業</p> <p>土地分譲業（自ら土地造成を行うもの）</p> <p>芝ばり工事業（路肩や崖に芝ばり工事を行うもの）</p>	<p>鉄道施設工事業（軌条敷設、停車場、伏せどい、溝橋など）</p> <p>ドック建設工事業</p> <p>高架道路・高架施設工事業</p> <p>橋りょう工事業（鋼橋上部工事を除く）</p> <p>トンネル工事業（ずい道）</p> <p>上水道工事業（水源・浄水・送水・配水施設など）</p> <p>○ 造園工事業</p> <p>公園造成工事業</p> <p>ゴルフ場工事業</p> <p>○ しゅんせつ工事業</p>
<p>× 舗装工事業（063）</p> <p>土地改良区（013）</p> <p>土地分譲業（自ら造成工事を行わないもの）（681）</p> <p>造園業、植木業（庭園、花壇の手入れなどを行うもの）（014）</p> <p>芝ばり業（庭、公園などに行うもの）（014）</p>	<p>鋼橋上部工事業（073）</p> <p>上水道配管工事業（083）</p>	<p>鉄道線路補修業（489）</p>

**063 舗装工事業**

主として道路舗装工事及び舗装工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。

<p>○ 舗装工事業</p>	<p>道路舗装工事業</p>	
<p>× 道路標示・区画線工事業（077）</p>		

## 064 建築工事業（木造建築工事業を除く）

主として木造建築物のみでなく、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物、無筋コンクリート造建築物、鉄骨造建築物、組立鉄筋コンクリート造建築物、コンクリートブロック造建築物、プレハブ리케이션建築物（ユニット住宅を含む）、石造建築物又はれんが造建築物を完成する事業所をいう。

○ 建築工事業（木造建築工事業を除く） 建築工事請負業 鉄骨造建築工事請負業 組立鉄筋コンクリート造建築工事業	れんが造建築工事業 石造建築工事業 無筋コンクリート造建築工事業 コンクリートブロック造建築工事業	プレハブ리케이션建築工事業 建売業（自ら建築施工するもので木造建築工事業を除く）
× 建売業（自ら建築施工しないもの）（681） 鉄骨工事業（073）		
建築リフォーム工事業（066）		

## 065 木造建築工事業

主として木造建築物のみを完成する事業所をいう。

○ 木造建築工事業 木造住宅建築工事業 木造モルタル造建築工事業	堂宮大工業（総合的に請負うもの）	建売業（自ら木造建築工事業を施工するもの）
× 鉄骨モルタル造建築工事業（064） 堂宮大工業（総合請負をしないもの）（071）		
木造建築リフォーム工事業（066） 建売業（自ら建築施工しないもの）（681）		

## 066 建築リフォーム工事業

主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所をいう。

ただし、塗装工事、内装工事、給排水・衛生設備工事などの個別の工事を行う事業所は「07 職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08 設備工事業」に分類される。

○ 建築リフォーム工事業	住宅リフォーム工事業	木造建築リフォーム工事業
× 内装工事業（07B） 冷暖房設備工事業（083） 金属製屋根工事業（076）		
塗装工事業（077） 給排水・衛生設備工事業（083） かわら・スレート屋根工事業（079）		

## 中分類 07－職別工事業（設備工事業を除く）

### 総 説

この中分類には、主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所が分類される。

ただし、設備工事を行う事業所は「08 設備工事業」に分類される。

#### 070 管理、補助的経済活動を行う事業所（07 職別工事業）

主として職別工事業の事業所を統括する本社等として、保有資機材の管理等の現業以外の業務を行う事業所及び職別工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用資材置場
---	--	-------------------

#### 071 大工工事業

主として大工工事（型枠大工工事を含む）を行う事業所をいう。

ただし、建築物建設について、大工工事のほかにとび工事、左官工事、屋根工事などを組み合わせて、木造建築物の完成を発注者から直接に請負うことを主とする事業所は「065 木造建築工事業」に分類される。

○ 大工工事業 造作大工業 木造りゅう骨工事請負業	船台大工業 堂宮大工業（総合請負をし ないもの）	○ 型枠大工工事業 仮枠大工工事業 型枠工事業 型枠解体工事業
---------------------------------	--------------------------------	--

× 木造建築工事業（065） 堂宮大工業（総合的に請負うもの）（065） 船大工業（313）

#### 072 とび・土工・コンクリート工事業

主として建方、足場組立、金属製仮設工事、支柱工事、ひき屋工事、土工工事、一般的なコンクリート工事（型枠大工工事を除く）を行う事業所及び潜かん（函）などの特殊コンクリート基礎工事、場所打ちコンクリートぐい工事、独立コンクリート煙突工事などを行う事業所をいう。

○ とび工事業 くい打工事業 足場組立業 家屋解体移設業 ひき屋工事業 メタルフォーム組立業 建方業(とび工事を主とするもの) 組立鉄筋コンクリート組立業	○ 土工・コンクリート工事業 機械土工工事業 コンクリート圧送工事業 生コン圧送業 コンクリート打設工事業 地盤改良工事業 ウエルポイント工事業 薬液注入工事業	○ 特殊コンクリート工事業 特殊コンクリート基礎工事業 独立コンクリート煙突工事業 場所打ちコンクリートぐい工事業 プレストレストコンクリート工事業 潜かん(函)(ケーソン)工事業
× ビル解体工事業(079)	型枠解体工事業(071)	コンクリートブロック工事業(074)

### 073 鉄骨・鉄筋工事業

主として現場で構造用鋼材の組立，びょう接，溶接工事及びコンクリート用鉄筋工事を行う事業所をいう。

○ 鉄骨工事業 橋りょう工事業(鋼橋上部工事業)	びょう接工事業 溶接工事業 ビニルハウス鉄骨組立業	○ 鉄筋工事業
× 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)(244) 橋りょう工事業(鋼橋上部工事を除く)(062)		

### 074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業

主として現場で天然石又は人造石の造形，取付け仕上げを行う事業所，れんが工事，タイル・モザイク・テラコッタ工事及びコンクリートブロック工事を行う事業所をいう。

○ 石工工事業 石工業(建設工事を行うもの) 石垣築造業 軌道石工事業 道路石工事業	○ れんが工事業 ○ タイル工事業 モザイク工事業 テラコッタ工事業	○ コンクリートブロック工事業 歩道用コンクリートブロック工事業
× 石工品製造業(218) 築炉工事業(089) コンクリート製品製造業(212)	土工工事業(072) モザイクタイル加工業(214) 船体ブロック製造業(313)	建築材料卸売業(531) 墓石彫刻小売業(60G)

## 075 左官工事業

主として左官工事，木舞工事並びに現場における擬石研ぎ出し・磨き出し工事及びモルタル吹付工事などを行う事業所をいう。

○ 左官工事業 木舞業	漆くい工事業 磨き出し工事業	モルタル左官業 吹付工事業
----------------	-------------------	------------------

## 076 板金・金物工事業

主として亜鉛鉄板，銅板，アルミニウム板などを用い，折板，瓦棒，波形平板ぶきなどの工法による屋根工事を行う事業所，とい（樋），水切，雨押，スカイライト，ブリキ煙突などの板金工事，面格子，装飾金物，メタルラスなどの建築金物工事を行う事業所をいう。

注文を受けて板金工事用の製品を製作し，これを現場で取り付ける事業所も含まれる。

○ 金属製屋根工事業 鉄板屋根ふき業 銅板屋根ふき業 アルミニウム屋根ふき業	○ 板金工事業 とい（樋）工事業 ブリキ煙突工事業	○ 建築金物工事業 メタルラス張り業 装飾金物工事業
× 建設用・建築用金属製品製造業（244） 金物卸売業（55B）	金物小売業（602） かわら屋根ふき業（079）	建築用金物製造業（242） スレート屋根ふき業（079）

## 077 塗装工事業

主として建築物内外，建築設備，鉄塔，鉄橋その他の鋼製構築物，木柱，木べい，木橋その他の木造構築物，船舶などの塗装を行う事業所及び道路面の標示・区画線工事を塗装によって行う事業所をいう。

○ 塗装工事業 鋼橋塗装工事業 ペンキ塗装業（建物）	船舶塗装業 航空機塗装業	○ 道路標示・区画線工事業
× 家具塗装業（漆塗りを除く）（131） 金属製品塗装業（246）	看板書き業（929） 自動車板金塗装業（891）	塗料卸売業（532） 道路標識設置工事業（089）

## 07A 床工事業

主としてプラスチック系床タイル、床シート、カーペット、フローリングブロックなどの取付け・仕上工事を行う事業所をいう。

○ 床工事業 床張工事業	フローリング工事業 船舶床張請負業	カーペット取付工事業
-----------------	----------------------	------------

## 07B 内装工事業

主としてテックスその他繊維板のはり付け工事、壁紙工事、その他建築物及び船舶内部の装飾工事を行う事業所をいう。

○ 内装工事業 テックス工事業 壁紙工事業	室内装飾工事業 船舶内装工事業	間仕切工事業 パーティション工事業
× 家具・建具卸売業 (551) 表具業 (903)	畳卸売業 (551) 室内装飾繊維品卸売業 (551)	家具小売業 (601)

## 079 その他の職別工事業

主としてガラス、金属製建具（サッシ、ドア、シャッター、防火扉、非常階段など）、木製建具の取付工事のみを行う事業所、屋根工事（金属製屋根工事を除く）を行う事業所、アスファルト・モルタル防水工事などを行う事業所、コンクリート構造物のはつり、破壊を行う事業所及び潜水工事、建設揚重業など他に分類されない職別工事を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ガラスを卸売するとともにその取付工事を行う事業所は「531 建築材料卸売業」に分類される。
- (2) 個人の注文を受けて建具を製作しこれを取り付ける事業所は「601 家具・建具・畳小売業」に分類される。

○ ガラス工事業	金属製ドア取付工事業 金属製シャッター取付工事業	○ 木製建具工事業 つりこみ業(木製建具工事業)
○ 金属製建具工事業 金属製建具取付業 金属製サッシ取付工事業	防火扉取付工事業 非常階段取付工事業	

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）</li> <li>屋根ふき業（板金を除く）</li> <li>木羽屋根ふき業</li> <li>とんとんぶき業</li> <li>かわら屋根ふき業</li> <li>スレート屋根ふき業</li> <li>かや屋根ふき業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防水工事業</li> <li>アスファルト防水工事業</li> <li>モルタル防水工事業</li> <li>コーキング防水工事業</li> <li>○ はつり・解体工事業</li> <li>コンクリート構造物破壊工事業</li> <li>ビル解体工事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他に分類されない職別工事業</li> <li>サンドブラスト工事業</li> <li>潜水工事業</li> <li>建設揚重業（クレーン業）</li> <li>フェンス工事業</li> <li>カーテンウォール工事業</li> <li>炉解体業</li> <li>電気防蝕工事業</li> <li>テント工事請負業</li> <li>サイディング工事業</li> <li>外構工事業</li> <li>エクステリア工事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>× 金属製扉製造業（244）</li> <li>金属製組枠製造業（244）</li> <li>金属製くり形製造業（244）</li> <li>金属製窓枠製造業（244）</li> <li>コンクリート製品製造業（212）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具・建具卸売業（551）</li> <li>建具製造業（133）</li> <li>建具小売業（601）</li> <li>金属製屋根工事業（076）</li> <li>家屋解体移設業（072）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>板ガラス卸売業（531）</li> <li>板ガラス小売業（60G）</li> <li>板金屋根ふき業（076）</li> </ul>

## 中分類 08－設備工事業

### 総 説

この中分類には、主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所が分類される。

#### 080 管理、補助的経済活動を行う事業所（08 設備工事業）

主として設備工事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための総務、財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理、仕入・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所及び設備工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用資材置場
---	--	-------------------

#### 081 電気工事業

主として一般電気工事、電気設備工事及び電気配線工事、電気配線設備工事のすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。

○ 一般電気工事業 送配電電線路工事業（地 中線工事を含む） 電線路工事業（電気鉄道、 トロリーカー、ケーブル カーなど） 海底電線路配線工事業 しゅんせつ船電路工事業 電気設備工事業（水力発 電所、火力発電所など） 変電所変電設備工事業	開閉所設備工事業 変流所設備工事業 船内電気設備工事業 電気医療装置設備工事業 ○ 電気配線工事業 電灯照明配線工事業（建 築物、建造物の屋内側、 構内外） 電灯照明電力機器配線工 事業（一般工場、事業場、 会社、商店、住宅など）	照明設備配線工事業（屋外、 アーケード、道路など） 自家用受変電設備工事業 空港配線工事業 ネオン装置工事業（ネオ ン広告塔、電気サイン 広告塔、ネオン看板、 電気看板など） 船内配線業 電子計算機設置工事業 太陽光発電システム取付 工事業
---	---	---



## 084 機械器具設置工事業

主として機械装置のすえ付け基礎工事，機械装置のすえ付け，組立，解体などの工事を施工する事業所及びエレベータ，エスカレータなどの昇降設備に関する建設工事を施工する事業所をいう。

○ 機械器具設置工事業 収じん（塵）装置工事業 索道架設工事業 自動ドア設置工事業 計装工事業	○ 昇降設備工事業 エレベータ設備工事業 エスカレータ設備工事業 立体駐車場設備工事業	
× エレベータ製造業（253） プラントエンジニアリング業（749）	エレベータ保守業（901）	

## 089 その他の設備工事業

主として築炉工事，熱絶縁工事，道路標識設置工事及びさく井工事を行う事業所をいう。

○ 築炉工事業 溶鉱炉築炉工事業 平炉工事業 石灰窯築炉工事業 れんが窯築炉工事業 融解窯築炉工事業 じんあい（塵埃）焼却炉 工事業 火葬場炉築炉工事業	○ 熱絶縁工事業 保温保冷工事業 ボイラ熱絶縁工事業 管熱絶縁工事業  ○ 道路標識設置工事業	○ さく井工事業 さく泉工事業 観測井工事業 還元井工事業 温泉掘さく工事業 井戸掘業
× れんが工事業（074） 油田さく井請負業（053）	原油鉱業（053） ボーリング業（地質調査）（74C）	天然ガス鉱業（053）